

旧

品質証明実施基準

この品質証明実施基準は、浜松市土木工事共通仕様書第3編第1章1-1-8品質証明に規定する品質証明の実施手順を定めたものである。

1. 目的

この基準は、土木工事の施工にあたり、受注者が「契約図書が要求する工事目的物の品質」を証明する事により、施工管理技術及び品質の信頼性確保を目的とする。

2. 適用

この基準は、当初設計金額が1億円以上の工事及び低入札価格調査対象工事に適用する。

3. 品質証明員に関する手続き等

受注者は、浜松市土木工事共通仕様書の規定により品質証明員を定め、監督員に品質証明員通知書（様式-1）を提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。提出は、工事着手届の提出と同時とする。

4. 実施方法

品質証明員は、下記の方法による品質確認を実施するものとする。

（1）施工計画書

- ①施工計画書の提出前に、全ての記載事項が、契約図書及び関係図書と整合し、現場条件を反映していることを確認する。
- ②変更施工計画書も同様とする。

（2）材料仕様、施工方法、品質等管理方法

- ①契約工事のうち、主たる工種（指定仮設を含む）の工程について、施工計画書に記載した材料仕様、施工方法及び品質等管理方法と整合していることを確認する。
- ②主たる工種の代表的な工程について、臨場により確認を行なう（工種毎に1回程度）。
（例） ・コンクリート工：打設・養生施工時 ・表 層 工：敷均・転圧施工時
 ・盛 土 工：敷均・転圧施工時 ・組 立 工：鋼製部材現場組立施工時

（3）データ確認及び実測

- ①検査（完成・出来高・中間・中間技術）前に、出来形・品質に係る管理データ（写真を含む）の精査、実測による施工精度・能力の確認を行ない、施工方法及び管理方法の妥当性を評価する。
- ②管理データの確認頻度は、浜松市土木工事施工管理基準によるものとする。

（4）管理書類の確認

- ①検査（完成・出来高・中間・中間技術）前に契約図書及び関係図書に基づき、契約、工程、安全等に係る管理書類を精査し、施工に必要なプロセスについて適正な内容であるかを確認する。

5. 品質証明の内容及び実施時期等

受注者は、品質証明の内容及び実施時期等について、品質証明書（提出書類No.22）に記載し、第1編1-1-4施工計画書（15）「その他」に添付しなければならない。

6. 実施結果の提出等

- （1）品質証明員は、実施結果を、品質証明書（提出書類No.22）及び品質証明書（チェックリスト）（様式-2）により、提示又は提出しなければならない。
- （2）提示時期は、中間及び中間技術検査時とする。
- （3）提出時期は、完成検査時とする。

7. 品質証明員の立会

品質証明員は、原則として完成検査、出来高検査、中間検査、中間技術検査、材料検査及び

新

品質証明実施基準

この品質証明実施基準は、浜松市土木工事共通仕様書第3編第1章1-1-8品質証明に規定する品質証明の実施手順を定めたものである。

1. 目的

この基準は、土木工事の施工にあたり、受注者が「契約図書が要求する工事目的物の品質」を証明する事により、施工管理技術及び品質の信頼性確保を目的とする。

2. 適用

この基準は、当初**請負金額**が1億円以上**及び**低入札価格調査対象工事に適用する。

3. 品質証明員に関する手続き等

受注者は、浜松市土木工事共通仕様書（第3編土木共通編1-1-8品質証明）の規定により品質証明員を定め、監督員に品質証明員通知書（様式-1）を提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。提出は、工事着手届の提出と同時とする。

4. 実施方法

品質証明員は、下記の方法による品質確認を実施するものとする。**なお、品質証明員の位置づけは、発注者における検査員と同様に受注者が行う品質管理を行うものとする。**

（1）施工計画書

- ①施工計画書の提出前に、全ての記載事項が、契約図書及び関係図書と整合し、現場条件を反映していることを確認する。
- ②変更施工計画書も同様とする。

（2）材料仕様、施工方法、品質等管理方法

- ①契約工事のうち、主たる工種（指定仮設を含む）の工程について、施工計画書に記載した材料仕様、施工方法及び品質等管理方法と整合していることを確認する。
- ②主たる工種の代表的な工程について、臨場により確認を行なう（工種毎に1回程度）。
（例） ・コンクリート工：打設・養生施工時 ・表 層 工：敷均・転圧施工時
 ・盛 土 工：敷均・転圧施工時 ・組 立 工：鋼製部材現場組立施工時

（3）データ確認及び実測

- ①検査（完成・出来高・中間・中間技術）前に、出来形・品質に係る管理データ（写真を含む）の精査、実測による施工精度・能力の確認を行ない、施工方法及び管理方法の妥当性を評価する。
- ②管理データの確認頻度は、浜松市土木工事施工管理基準によるものとする。

（4）管理書類の確認

- ①検査（完成・出来高・中間・中間技術）前に契約図書及び関係図書に基づき、契約、工程、安全等に係る管理書類を精査し、施工に必要なプロセスについて適正な内容であるかを確認する。

5. 品質証明の内容及び実施時期等

受注者は、品質証明の内容及び実施時期等について、品質証明書（提出書類No.22）に記載し、第1編1-1-4施工計画書（15）「その他」に添付しなければならない。

6. 実施結果の提出等

- （1）品質証明員は、実施結果を、品質証明書（提出書類No.22）及び品質証明書（チェックリスト）（様式-2）により、提示又は提出しなければならない。
- （2）提示時期は、中間及び中間技術検査時とする。
- （3）提出時期は、完成検査時とする。

旧

査察に立会わなければならない。

新

7. 品質証明員の立会

品質証明員は、検査（完成、指定部分完成、出来高、中間、中間技術、材料、部分使用）に立会わなければならない。

また、品質証明員を複数名選定した場合は、1 名以上の立会とする。

参考：浜松市土木工事共通仕様書（第3編土木共通編1－1－8 品質証明）

品質証明

受注者は、当初請負金額が1 億円以上及び低入札価格調査対象工事の場合には、次の各号によるものとする。

- （1） 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工中において必要と認める時期及び検査（完成、一部完成、出来形、中間、中間技術、材料をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督員へ提出しなければならない。
- （2） 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。
- （3） 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
- （4） 品質証明員の資格は10 年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1 級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。
- （5） 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。
- （6） 受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を第1 編第1 章1－1－4 施工計画書の第1 項（10）その他に記載しなければならない。
- （7）品質証明の実施手順は別途「品質証明実施基準」によらなければならない。